

## 分科会及び部会等における審議状況について

資料 3-1 労働基準局関係

資料 3-2 職業安定局関係

資料 3-3 職業能力開発局関係

資料 3-4 雇用均等・児童家庭局関係



資料3-1

## 勞 働 基 準 局 關 係



## 労働基準局所管の分科会等の審議状況 (平成26年3月19日以降)

### ○ 労働時間法制の見直しについて（労働条件分科会）【別紙1、別紙2】

中小企業に適用が猶予されている月60時間超の時間外割増賃金率（50%以上）について、平成20年労働基準法改正法（平成22年4月1日施行）に定める3年後見直し検討の時期が到来していることや、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、企画業務型裁量労働制等の弹力的労働時間制度について総合的に調査審議を行っているもの（別紙1）。

また、上記に加え、日本再興戦略改訂版（平成26年6月24日閣議決定）において、「労働時間の長さと賃金のリンクを切り離した「新たな労働時間制度」を創設することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目指す所要の法的措置を講ずる。」とされたこと等を踏まえ、「新たな労働時間制度」の調査審議について追加要請したもの（別紙2）。

（平成26年4月3日、4月22日、6月16日、7月7日：審議、今後も引き続き審議）

### ○ 石綿障害予防規則の改正（安全衛生分科会）【別紙3】

石綿を含有する保温材等が著しく劣化している場合、比較的低い濃度の石綿繊維が飛散する事例が確認されたことから、石綿ばく露防止対策を強化するため、石綿を含有する保温材等が損傷等により石綿を発散するおそれがある場合に、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を義務付けることとしたもの。

また、解体工事現場の約1割で隔離空間外部への石綿の漏えいが確認されたことから、隔離した作業場所からの石綿の漏えいを防止するため、隔離した作業場所について、前室に加えて洗身室と更衣室を設置し、前室を負圧に保つ等の措置を義務付けることとしたもの。

（平成26年3月25日：安全衛生分科会に諮問・答申。平成26年3月公布、6月施行）

### ○ 労働安全衛生法施行令等の改正（安全衛生分科会）【別紙4】

殺虫剤などに用いられているジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（通称DDVP）について、リスク評価を踏まえ、作業主任者の選任、作業環境測定の実

施、局所排気装置の設置等の措置を義務付けることとしたもの。

また、ジクロロメタン等、発がんのおそれがある有機溶剤 10 物質についてリスク評価を踏まえ、新たに特定化学物質として位置付けし直すとともに、作業記録の作成や各種記録の保存期間を 30 年まで延長する等の措置を義務付けることとしたもの。

(平成 26 年 7 月 25 日：安全衛生分科会に諮問・答申。平成 26 年 8 月公布、11 月施行予定)

### ○ 2013年度の年度評価等【別紙 5】

2013年度の年度評価等について、労働条件分科会及び安全衛生分科会において審議した。今後は意見等を踏まえ、内容が確定次第、公表する予定。

#### 【参考】 分科会等開催実績

- ・ 労働条件分科会 4/3、4/22、6/16、7/7
- ・ 労働条件分科会労災保険部会 7/9
- ・ 安全衛生分科会 3/25、7/25

# 今後の労働時間法制についてこれまでの検討経緯

(別紙1)

- 労働時間法制の見直し
- 企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態把握調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る。

## 1 補旨

- 中小企業に適用が猶予されている月60時間超の時間外割増賃金率(50%以上)について、平成20年労働基準法改正法(平成22年4月1日施行)に定める3年後見直し検討の時期が到来。  
○ 同時「産業競争力会議において、労働時間法制の見直しが求められ、上記のとおり閣議決定。  
⇒ これらの問題について、労働政策審議会において総合的に議論。

## 2 経過ヒスケジュール

- ① 第103回 平成25年9月27日 「日本再興戦略」の内容をはじめとする労働時間法制の検討要請
- ② 第104回 10月30日 調査的監督の結果を報告、議論
- ③ 第105回 11月18日 同上
- ④ 第106回 12月17日 割増賃金率の長時間労働抑制効果等
- ⑤ 第107回 平成26年1月15日 議論(長時間労働対策、年次有給休暇取得促進等)
- ⑥ 第108回 2月3日 議論(各側委員からの主な意見の整理)
- ⑦ 第109回 2月25日 有期特措法案、雇用指針について議論
- ⑧ (第110回 3月13日 議論(彈力的労働時間制度))
- ⑨ 第111回 4月3日 議論(長時間労働抑制、過重労働防止)
- ⑩ 第112回 4月22日 議論(労働時間の状況の報告)
- ⑪ 第113回 6月16日 産業競争力会議における議論の報告
- ⑫ 第114回 7月7日 改訂「新たな労働時間制度」検討要請

# 改訂成長戦略（平成26年6月24日閣議決定、労働時間関係抜粋）

（別紙2）

## ①働き過ぎ防止のための取り組み強化

「世界トップレベルの雇用環境の実現」の大前提として、働き過ぎ防止に全力で取り組む。このため、企業等における長時間労働が是正されるよう、監督指導体制の充実強化を行い、法違反の疑いのある企業等に対して、労働基準監督署による監督指導を徹底するなど、取組の具体化を進める。

また、仕事と生活の調和の取れた働き方を推進するため、特に、朝早く出社し、夕方に退社する「朝型」の働き方を普及させる。さらに、我が国の課題である働き過ぎの改善に向けて、長時間労働抑制策、年次有給休暇取得促進策等の検討を労働政策審議会で進める。

## ②時間ではなく成果で評価される制度への改革

時間ではなく成果で評価される働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件（例えば少なくとも年収1000万円以上）を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さと賃金のリンクを切り離した「新たな労働時間制度」を創設することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる。

## ③裁量労働制の新たな枠組みの構築

企業の中核部門・研究開発部門等で裁量労働者が、創造性を發揮し、企業の競争力強化につながるよう、生産性向上と仕事と生活の調和、健康確保の視点に立つて、対象範囲や手続きを見直し、「裁量労働制の新たな枠組み」を構築することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講じる。その際、現行の裁量労働制が十分に普及せず、労働者が結果的に自律的に働くことができないという指摘を踏まえ、裁量労働制の本来の趣旨に沿って、労働者が真に裁量を持つて働くことができるよう、見直しを行う。

## ④フレックスタイム制の見直し

子育てや介護等の事情を抱える働き手のニーズを踏まえ、柔軟でメリハリのある働き方を一層可能にするため、月をまたいだ弾力的な労働時間の配分を可能とする清算期間の延長、決められた労働時間より早く仕事を終えた場合も、年次有給休暇を活用し、報酬を減らすことなく働くことができる仕組み等、フレックスタイムの見直しについて、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法制上の措置を講じる。

# 石綿障害予防規則の一部を改正する省令概要(1) ～石綿含有保温材、耐火被覆材等による石綿ばく露防止対策の強化～

## 改正の趣旨

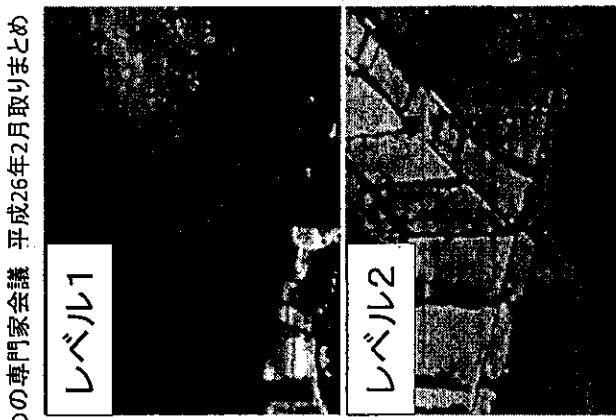
- (1) 現行では、建築物等の吹付け石綿等(いわゆるレベル1)が損傷、劣化等し、労働者が粉じんにばく露するおそれがある場合には、事業者等が次の措置を講ずることとされている(第10条)。
- ① 労働者が就業する建築物等:吹付け石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置  
② 労働者が臨時に就業する建築物等:呼吸用保護具等を使用させる  
③ 建築物の貸与を受けた複数事業者が公用する廊下等:貸与者が①の措置
- (2) 国土交通省が実施した調査において、煙突内の石綿含有断熱材(いわゆるレベル2)が著しく劣化している場合に、隣接する機械室でも、比較的低い濃度の石綿纖維(9f/L)の飛散が確認された。

➡ 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等(いわゆるレベル2)の劣化による石綿等へのばく露防止対策が必要

## 改正の内容

- ① 石綿等が使用されている建築物等について  
労働者を就業させる建築物等において、保温材、耐火被覆材等(いわゆるレベル2)が損傷、劣化し、労働者が石綿等の粉じんにばく露するおそれがある場合にも、上記(1)①～③の措置を講ずることとする。
- ② 封じ込め・囲い込み作業について  
保温材、耐火被覆材等(いわゆるレベル2)の封じ込め・囲い込みの作業に労働者を従事させる場合には、吹付け石綿等(いわゆるレベル1)の封じ込め・囲い込みの作業を行う場合と同等の措置(※)を講ずることとする  
※事前調査の実施(第3条)、作業計画の策定(第4条)等

## 施行期日等



※建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門会議 平成26年2月取りまとめ

レベル1

レベル2

平成26年6月1日施行(施行日に現に行っている作業等について、所要の経過措置。)

# 石綿障害予防規則の一部を改正する省令案概要(2) ～隔離した作業場所からの石綿等の漏えい防止対策の強化～

## 改正の趣旨

- (1) 現行では、建築物等の吹付け石綿等の除去等の作業を行う場合に、作業場所の隔離、前室の設置、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の使用等の措置を事業者に義務付けている(第6条)。
- (2) 東日本大震災被災地で行われた石綿等除去作業の氣中濃度のモニタリング調査の結果では、解体工事現場の約1割で、隔離空間への石綿の漏えいが確認された。  
※ 平成23年度は69現場中6現場、平成24年度は50現場中4現場で漏えいが確認された。
- (3) 主な漏えい箇所は、前室の出入口と集じん・排気装置の排気口であった。

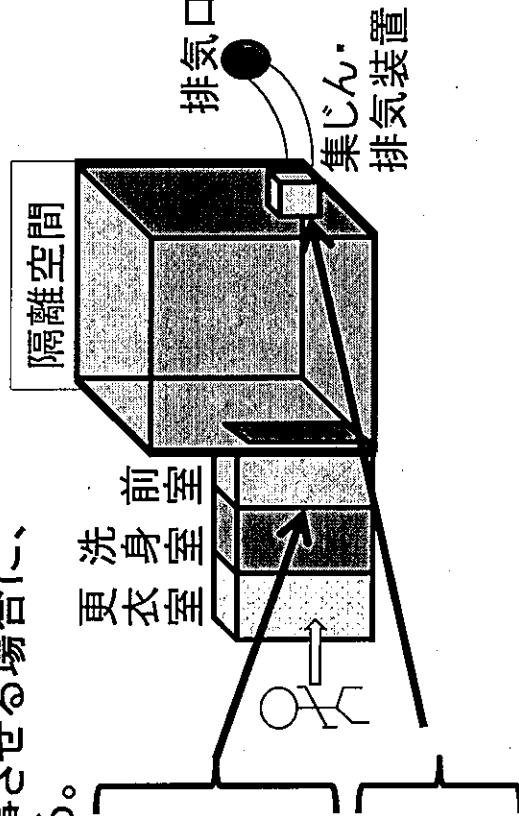
## ► 隔離した作業場所からの石綿の漏えい防止対策の強化が必要

※建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議 平成26年2月取りまとめ

## 改正の内容

吹き付けられた石綿等の除去等の作業に労働者を従事させる場合に、事業者が講ずべき措置として、新たに次のものを加える。

- ① 前室に加え、洗身室と更衣室を設置
- ② 前室を負圧に保ち、その日の作業開始前に前室の負圧状態を点検
- ③ 前室の負圧が確認できない時は、集じん・排気装置の増設等の措置
- ④ 集じん・排気装置の排気口で漏えいの有無を点検
- ⑤ 排気口からの漏えい時は装置の補修等の措置



## 施行期日等

平成26年6月1日施行(施行日に現に行っている作業については、①は適用しない。)

# 労働安全法施行令及び特定化學物質障害予防規則等の改正案の概要

①

## 改正の趣旨

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフエイト(DDVP)について、国が行う「化學物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となつたことから、必要な改正を行うもの。

## 改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフエイト(DDVP)
政令	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 特定化學物質(第2類物質)に追加<ul style="list-style-type: none"><li>➢ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健診の実施の義務付け</li><li>◆ 名称等を表示すべき有害物として追加</li><li>◆ 配置転換後の特殊健診を行うべき有害な業務に追加等</li></ul></li></ul>
特化則	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 物質の類型として、「特定化學物質(第2類物質)」のうち、「特定第2類物質」に追加特化則の適用となる業務を、「成形・加工・包装の業務」に限定<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 局所排気装置の設置、容器の使用、貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、漏洩の防止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け</li><li>◆ 作業主任者は、特定化學物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任</li><li>◆ 特殊健診(配置転換後の中を含む。)の項目を設定</li><li>◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け(=「特別管理物質」に追加)等</li></ul></li></ul>

## 施行期日等

- ・ 平成26年8月中旬公布(予定)
- ・ 平成26年11月1日施行(予定)      ※ ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

# 労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正案の概要②

## 改正の趣旨

発がんのおそれのある有機溶剤について、化学物質のリスク評価検討会において、検討を行ったところ、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、これらの物質を製造または使用して行う有機溶剤業務を対象として、記録の保存期間の延長等の措置を講じる必要があるとの結論となつたことから、必要な改正を行うもの。

## 改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名 政令	クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン	◆ 特定化学物質(第2類物質)に追加（※これに伴い、有機溶剤から削除。） ▶ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け ◆ ジクロロメタンについて、配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加 等 （※）名称等を表示する義務については、現行、すでに対象となつている。
特化則	◆ 物質の類型として、「特定化学物質(第2類物質)」のうち、「特別有機溶剤等(旧エチルベンゼン等)」に追加 特化則の適用となる業務を、「有機溶剤業務」に限定 ▶ 容器の使用、有機則に準じた措置等の義務付け、緊急時の医師による診察・処置 ◆ 作業主任者は、有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆ 特殊健康診断(ジクロロメタンについては配置転換後のものを含む。)の項目を設定（※） ◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け（＝「特別管理物質」に追加）等	（※）ジクロロメタンについては、配置転換後の特殊健康診断も含め、発がん性に着目した健康診断項目を設定。その他の9物質については、現行の有機則と概ね同様の項目について、常時従事する労働者に対する健康診断の項目を設定。

## 施行期日等

- 平成26年8月中旬公布（予定）
- 平成26年11月1日施行（予定） ※ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

## 2013年度 各分科会における年度目標の評価について

2013年度の目標として労働条件分科会において設定した年度目標について、当該分科会が実施した評価の結果は、概ね以下のとおりである。

## (労働条件分科会において設定された年度目標の動向)

## ○ 年次有給休暇取得率

2013年調査（調査対象は2012年）では、年次有給休暇取得率は47.1%となり、目標値には5.4ポイント届かなかった。また、前回調査（49.3%）からも2.2ポイント減少した。

## ○ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合

2013年調査では、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は8.8%となり、目標値には0.2ポイント届かなかったものの、前回調査（9.1%）から0.3ポイント減少した。

**■ 年次有給休暇取得率向上と週労働時間60時間以上の雇用者の割合減少に向けた今後の取組**

労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的な取組の理解を未だ十分に深められていない状況にあるものと考えられることから、過重労働による健康障害防止及び仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の観点から、引き続き、働き方・休み方の見直しを促進していくことが重要である。

特に、年次有給休暇については、取得率が低下したことを踏まえ、より一層の取組が必要となることから、平成26年度については、企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の活用方策の検討や、この指標の活用に関する好事例の収集・分析を行うこと、「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」の拡充等を行うことにより、年次有給休暇の取得促進を図ることとしている。

なお、現在、労働政策審議会労働条件分科会において、労働時間法制について、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に調査審議を行っており、この中で年次有給休暇取得率の向上や長時間労働の抑制の課題についても、議論が行われているところ。

## 2013年度 安全衛生分科会における年度目標の評価について

- 平成25年から5か年計画でスタートしている第12次労働災害防止計画（12次防）については、毎年、計画の実施状況の確認等を行い、安全衛生分科会に報告することとしており、平成26年7月25日に開催した第84回安全衛生分科会において、12次防の平成25年度の実施状況を報告している。
- 安全衛生分科会における年度目標は、12次防の全体目標と同一の項目を掲げているところであり、実績は以下のとおりである。

項目	2012年実績	2013年目標	2013年実績	中期目標（2017年）
労働災害による死亡者数（人）	1,093	2012年比で3%減（1,060）	1,030 (5.8%減少)	2012年比で15%減（929）
労働災害による休業4日以上の死傷者数（人）	119,576	2012年比で3%減（115,988）	118,157 (1.2%減少)	2012年比で15%減（115,988）

※2012年、2013年の実績については、死亡者数は死亡災害報告、休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告より作成したもの。（いずれも暦年集計。）

- ・死亡者数については、2012年（平成24年）と比較して、2013年（平成25年）は5.8%減となり、目標を達成することができた。
- ・休業4日以上の死傷者数については、2013年（平成25年）は4年ぶりに減少し、2012年（平成24年）と比較して、1.2%減となった。

## 仕事と生活の調和推進のための行動指針に係る目標一覧(労働条件政策関係)

項目	現在値 (直近の値)	2013年度の目標	2014年度の目標	中期目標値 (2020年)
年次有給休暇取得率	47.1% (2012年)	53.9%	52.8%	70.0%
週労働時間60時間	8.8% (2013年)	8.6%	8.3%	5割減 ※10%(2008年)を基準

現在値のデータの出所等

○年次有給休暇取得率

【厚生労働省「就労条件総合調査」(平成25年)】常用労働者数が30人以上の民営企業における、全取得日数／全付与日数(繰越日数を含まない)

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合

【総務省「労働力調査」(平成25年)】非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める週間就業時間(年平均結果)が60時間以上の者の割合

